

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成29年7月21日(金)

9:58~10:45

市役所議会棟 2階 第2委員会室

(司会)

ただいまから、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日進行役を務めさせていただきます、産業振興課農政班の田中と申します。よろしく願いいたします。本日の出席者は、協議会委員14名のうち11名であります。過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定によりまして、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

なお、匝瑳市農業委員会の菱木委員、海匝農業共済組合の秋山委員、北総東部土地改良区の鎌形委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

また、本日3名の新たな委員をお迎えしておりますので、自己紹介をいただきたいと思っております。渡邊委員、久古委員、宮内委員それぞれお願いいたします。

<委員から自己紹介>

ありがとうございました。続きまして事務局職員を紹介いたします。

<塚本産業振興課長から自己紹介>

それでは、次第2の会長挨拶でございますが、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

(会長)

お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日御審議いただく案件は、匝瑳市長から諮問のありました、平成29年5月受付分でございます。全部で6案件でございますので、慎重審議をよろしく願いいたします。

また、携帯電話、スマートフォンをお持ちでしたら、電源を切るか、もしくはマナーモードで会議の進行をお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思っております。議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(議長)

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の「匝瑳市農業振興地域整備計画の変更について」の審議は、重要変更となる除外6案件です。案件番号順に、事

務局からの説明が終了した後、案件毎に審議をしていきたいと思います。では、案件毎の審議に入りたいと思います。

まず、重要変更の除外案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件1 駐車場及び資材置場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

(委員A)

市として、何か支障になるようなことは、ありますか。

(事務局)

特に支障になるようなことは、ないと考えます。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

なしという御意見をいただきました。それでは、採決に入ります。除外案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件2 整骨院及び駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

(委員B)

写真を見る限り、少し田が残るような形になるのかと思いますが、その部分についてはどのように利用されるのでしょうか。ただ荒らされたりはしないのか確認をさせていただきます。

(事務局)

一部分が田として残る形ではありますが、全体を埋立てします。農振除外以外の部分については、畑として利用します。

(委員A)

土地改良区の所管は、どこになりますか。

(事務局)

吉田西部土地改良区になります。

(委員 A)

大利根は関係ないですね。

(事務局)

大利根の所管ではありません。

(委員 A)

自由にできますね。

(事務局)

要件がございます。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

< なしの声 >

ないようですので、それでは、採決に入ります。除外案件番号 2 の変更案について、
適当とされる方の挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号 3 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件 3 建売住宅 (3 棟) について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等) により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

< なしの声 >

(議長)

なしという御意見がございました。それでは採決に移ります。除外案件番号 3 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号 4 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件 4 建売住宅 (8 棟) について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等) により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

<なしの声>

(議長)

では、ないようですので、採決に移ります。除外案件番号4の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号5について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件5 建売住宅(2棟)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

<なしの声>

(議長)

なしの御意見がございましたので、採決に移ります。除外案件番号5の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号6について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件6 建売住宅(1棟)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に移ります。除外案件番号6の変更案について、適当とされる方の

挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。以上をもちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。大変、お疲れ様でした。

(司会)

会長ありがとうございました。続きまして、次第4のその他についてですが、委員の皆様何かございますか。

(委員C)

教えていただきたいのですが、埋立てをして田から畑にする場合は、地目変更は必要でしょうか。

(事務局)

農振法の関係では、そういう縛りはありません。埋立てする場合には、手続きが必要となります。

(会長)

税法上や水利費等の問題があるかと思います。

(事務局)

3点、御説明いたします。

< 今後のスケジュール、前回の協議会における審議案件についての進捗状況、委員報酬の口座振替についてを説明する。 >

(司会)

それでは、以上をもちまして匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。